市川市情報統括責任者の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月９日

市川市長　　田　中　　甲

市川市規則第55号

市川市情報統括責任者の設置等に関する規則の一部を改正する規則

市川市情報統括責任者の設置等に関する規則（平成２５年規則第３４号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市川市情報統括責任者等の設置等に関する規則

第１条中「情報統括責任者」の次に「（以下「ＣＩＯという。」）」を加え、「担任事務」を「担任事務等」に改める。

第２条を次のように改める。

（設置等）

第２条　本市にＣＩＯを置く。

２　ＣＩＯは、市長をもって充てる。

第３条中「情報統括責任者」を「ＣＩＯ」に改め、同条第３号中「指定する」を「必要と認める」に改める。

第４条を第７条とし、第３条の次に次の３条を加える。

（ＣＩＯ補佐官の設置等）

第４条　本市に情報統括責任者補佐官（以下「ＣＩＯ補佐官」という。）を置くことができる。

２　ＣＩＯ補佐官は、ＣＩＯの求めに応じ、専門的な立場から、必要な意見を述べ、又は施策若しくは事務事業に対する助言及び提言を行うものとする。

（ＣＩＯ補佐官の委嘱等）

第５条　ＣＩＯ補佐官は、専門とする分野に関する高い見識又は豊富な経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

２　ＣＩＯ補佐官の任期は、１年以内とする。

３　ＣＩＯ補佐官は、再任されることができる。

４　ＣＩＯ補佐官は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第３号に規定する非常勤の特別職とする。

５　ＣＩＯ補佐官は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（ＣＩＯ補佐官の解嘱）

第６条　市長は、ＣＩＯ補佐官が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することができる。

⑴　心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき。

⑵　前条第５項の規定に違反したとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、ＣＩＯ補佐官として適格性を欠くとき。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。